

2017年4月6日
全国港湾16発第112号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)



公文第108号(3月30日付)に基づく実力行使の解除について

4月6日(木)に開催した第5回中央港湾団交で、日港協は組合が求めていた、①雇用基盤と港湾労働の安定、②賃金・労働条件の向上、③継続課題等について修正回答を行った。

組合はこの回答を受けて、協議した結果、4月8~9日の48時間ストライキを背景にして、求めて来た要求の前進が図られたとして、19時に大筋合意したことから、スト解除を確認した。

中央闘争委員会は、3月26日及び4月2日の24時間ストライキを決行、4月8~9日の48時間スト準備に取り組み、単組・地区港湾で奮闘された全国の組合員の皆様に感謝する。

については、各単組・地区港湾は、中央闘争委員会の確認に基づき、下記の取り組みを進められたい。

記

1. 公文第108号に基づく実力行動4月8~9日の48時間ストライキ及び4月10日以降無期限の18時から翌日までの夜荷役拒否の指示について、4月6日(木)19時をもって解除する。各単組・地区港湾は、スト解除について内部周知を徹底されたい。
2. 各単組の賃上げ交渉について、引き続き奮闘されることを期待する。同時に各単組・各地区港湾は個別賃上げに注視し、相互支援体制を維持されたい。

以上

- <添付> ① 公文111号 実力行使の解除について
② 仮協定書
③ 2017年度産別最低賃金に関する通告